

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	和歌山県串本町 予防接種事業に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

串本町は、予防接種事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

和歌山県串本町長

## 公表日

令和7年3月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事業に関する事務
②事務の概要	本事務は、予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、期日又は期間を指定して、予防接種を行うとともに、予防接種の予診票発行、接種履歴の管理、町民からの問い合わせの回答を行っている。 番号法においては、別表14の項に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いることになる。 なお、これらの事務に関して、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表14の項 番号表別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29の項 情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	和歌山県串本町福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	和歌山県串本町(福祉課) 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5 0735-62-0562
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	和歌山県串本町(福祉課) 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5 0735-62-0562
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ○ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">           [ <input type="checkbox"/> 十分にしている ]         </div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分にしている            3) 十分にしていない         </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">           [ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]         </div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策            2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策            3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策            4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策            5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)            6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策            7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策            8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策            9) 従業員に対する教育・啓発         </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">           [ <input type="checkbox"/> 特に力を入れている ]         </div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
判断の根拠	システムにログインするため二要素認証(生体認証、IDとパスワード)を必要としており、ユーザ認証の管理を行っている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
平成29年6月30日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	福祉課長 山本 智	福祉課長 吉村 眞也	事後	人事異動
令和1年6月26日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	福祉課長 吉村 眞也	福祉課長	事後	新様式による課長名の削除
令和1年6月26日	IVリスク分析	—	新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追加
令和3年5月10日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	<p>本事務は、予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、期日又は期間を指定して、予防接種を行うとともに、予防接種の予診票発行、接種履歴の管理、町民からの問い合わせの回答を行っている。</p> <p>番号法においては、別表第一第10項に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いることになる。</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>本事務は、予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、期日又は期間を指定して、予防接種を行うとともに、予防接種の予診票発行、接種履歴の管理、町民からの問い合わせの回答を行っている。</p> <p>番号法においては、別表第一第10項に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いることになる。</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> </ul>	事後	
令和3年5月10日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1. 健康管理システム	1. 健康管理システム 2.ワクチン接種記録システム(VRS) 3.統合宛名システム 4.中間サーバー	事後	
令和3年5月10日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第10項	番号法第9条第1項 別表第一 第10項 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年5月10日	1.対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月10日	2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	
令和3年8月13日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	<p>本事務は、予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、期日又は期間を指定して、予防接種を行うとともに、予防接種の予診票発行、接種履歴の管理、町民からの問い合わせの回答を行っている。番号法においては、別表第一第10項に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いることになる。</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> </ul>	<p>本事務は、予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、期日又は期間を指定して、予防接種を行うとともに、予防接種の予診票発行、接種履歴の管理、町民からの問い合わせの回答を行っている。番号法においては、別表第一第10項に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いることになる。</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> </ul> <p>予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る特定個人情報保護評価書の見直し
令和3年8月13日	3.個人番号の利用	番号法第19条第15号 番号法第19条第5号	番号法第19条第16号 番号法第19条第6号	事前	番号法改正による号ズレ
令和3年8月13日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	番号法改正による号ズレ
令和3年8月13日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	串本1800	サンゴ台690番地5	事後	庁舎移転による住所変更
令和3年8月13日	IIしきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和3年7月31日 時点		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	I-1-②事務の概要	<p>本事務は、予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、期日又は期間を指定して、予防接種を行うとともに、予防接種の予診票発行、接種履歴の管理、町民からの問い合わせの回答を行っている。番号法においては、別表第一第10項に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いることになる。</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> </ul> <p>予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	<p>本事務は、予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、期日又は期間を指定して、予防接種を行うとともに、予防接種の予診票発行、接種履歴の管理、町民からの問い合わせの回答を行っている。番号法においては、別表14の項に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いることになる。</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	事後	新型コロナウイルス感染症のB類疾病への移行 番号法等一部改正法の施行
令和7年3月31日	I-1-③システムの名称	1. 健康管理システム 2. ワクチン接種記録システム(VRS) 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー	1. 健康管理システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー	事後	新型コロナウイルス感染症のB類疾病への移行
令和7年3月31日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第10項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号法第9条第1項 別表14の項 番号表別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	番号法等一部改正法の施行
令和7年3月31日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第16の2項、第16の3項、第17項、第18項、第19項	情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29の項 情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項	事後	番号法等一部改正法の施行
令和7年3月31日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年7月31日 時点	令和7年2月28日 時点	事後	
令和7年3月31日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年7月31日 時点	令和7年2月28日 時点	事後	
令和7年3月31日	IV-8 人手を介在させる作業	—	新規追加	事後	新様式への移行に伴う追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	新規追加	事後	新様式への移行に伴う追加